

2026年10月1日から 外国人の在留手続 に関する手数料が 改定されます。

在留資格の変更や在留期間の更新などに必要な手数料が改定されます。
なお、2026年9月30日までに受付した申請については、
当該申請に係る許可が10月1日以降となっても、
改定前の手数料による納付となります。



在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格 変更許可	窓口	6,000円
在留期間 更新許可	オンライン	5,500円



許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	10,000円※
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	15,000円※
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	21,000円※
1年	窓口	33,000円
	オンライン	27,000円※
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	42,000円※
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	56,000円※
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	65,000円※



許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円

許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

※オンライン申請の場合、手数料はコンビニ決済又は銀行決済による納付のみとなり、収入印紙による納付はできません。また、上記手数料のほかに、別途決済手数料が必要となります。詳しくは出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



▶ 出入国在留管理庁 ホームページTOP

Immigration and Immigration Control Agency Home Page TOP

<https://www.moj.go.jp/isa/>

▶ オンライン申請について

About Online Application

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineshinsei.html>



Q & A

Q1 手数料はどのように納付することができますか。

申請方法によって手数料の納付方法は変わります。

窓口申請の場合

窓口で受け付けた申請に対する許可を受ける場合、収入印紙により手数料を納めていただくこととなります。

各地方出入国在留管理官署に入居する売店やコンビニエンスストア等では収入印紙の在庫に限りがあることから、審査の結果を受け取りに来られる際は、可能な限り、お送りするハガキに記載されている金額分の収入印紙を規模の大きな郵便局等において事前に購入してから各地方出入国在留管理官署へお越しく下さい。

なお、収入印紙の購入方法は現金のみですので、ご注意ください。

収入印紙の組合せについてはこちら



オンライン申請の場合

在留申請オンラインシステムで受け付けた申請に対する許可を受ける場合、郵送交付及び窓口交付のいずれの場合であっても、コンビニ決済又は銀行決済により手数料を納めていただくこととなります。

銀行決済について、インターネットバンキングを御利用いただければキャッシュレスで納付いただくことが可能です。

審査完了メールの送付後、別途決済案内のメールが送信（利用者情報登録時に登録したメールアドレス宛て）

されますので、納付をする際、メールの案内を御確認ください。

詳しくはこちら



A

Q & A

Q2 自分が納めるべき手数料の額はいつ分かりますか。

A

窓口申請の場合は、審査終了後にお送りするハガキに納めるべき手数料の額が記載されるため、そちらを御確認ください。

オンライン申請の場合は、審査完了メール送付後に別途送付される決済リンク付きメールに納めるべき手数料の額が記載されるため、そちらを御確認ください。

Q3 手数料が減額される場合がありますか。

A

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、人道上の配慮をする必要がある者については、手数料が減額される場合があります。

減額対象者に該当し得るケースとして想定される者については、「在留資格の変更又は在留期間の更新の許可に係る手数料の減額対象者のガイドライン」に記載しています。

詳しくはこちら



お問い合わせ先



地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	TEL 0570-003259 (IP電話・海外から:011-211-5701、011-876-8015)
仙台出入国在留管理局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	TEL 0570-022259 (IP電話・海外から:022-256-7025)
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	TEL 0570-034259 (IP電話・海外から:03-5796-7234)
東京出入国在留管理局 四谷分庁舎	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階・14階	TEL 0570-011000
	在留調査部門	所属機関等に関する届出・所属機関による届出
	オンライン審査第一部門	在留オンライン申請手続
成田空港支局	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込1-1 第2旅客ターミナルビル6階	TEL 0476-34-2222 (代) TEL 0476-34-2211
羽田空港支局	〒144-0041 東京都大田区羽田空港2-6-4 羽田空港 CIQ 棟	TEL 03-5708-3202 (代)
横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 0570-045259 (IP電話・海外から:045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 0570-052259 (IP電話・海外から:052-217-8944)
中部空港支局	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア1-1 CIQ 棟3階	TEL 0569-38-7410 (代)
大阪出入国在留管理局	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 0570-064259 (IP電話・海外から:06-4703-2050)
関西空港支局	〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1	TEL 072-455-1453 (代)
神戸支局	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎	TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 (総務課、警備部門)	TEL 087-822-5852 (代)
	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎 (審査担当)	TEL 087-822-5851
福岡出入国在留管理局	〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎	TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	TEL 098-832-4185 (代)
東日本入国管理センター	〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766-1	TEL 029-875-1291 (代)
大村入国管理センター	〒856-0817 長崎県大村市古賀島町644-3	TEL 0957-52-2121 (代)

外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)

外国人在留支援センター	〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階	TEL 0570-011000 (IP電話・海外から:03-5363-3013)
-------------	----------------------------------	---

外国人在留総合インフォメーションセンター等 (外国人在留総合相談を実施している窓口)

来所相談	上記の各地方出入国在留管理官署 (東京出入国在留管理局四谷分庁舎、各空港支局及び各入国管理センターを除く。)	
電話相談	TEL 0570-013904 (IP電話・海外から:03-5796-7112)	



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL 045-370-9755 (代)
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

